平成28年3月25日制定

(趣旨)

第1条 環境にやさしい輸送手段である鉄道貨物輸送の利用促進を図り、温室効果ガスの排出量削減と本市産業にとって重要な輸送基盤である鉄道貨物輸送の機能強化を目的に、防府貨物新営業所からコンテナにより鉄道輸送を行う貨物に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者及び補助対象貨物)

- 第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。
 -)は、次の各号をすべて満たす者とする。
 - (1) コンテナによる貨物輸送を防府貨物新営業所から鉄道を利用して行う 事業(以下「補助事業」という。)の荷主
 - (2) 市税に滞納がない者
- 2 補助の対象となる貨物は、補助事業者がコンテナにより発送した貨物のうち、防府貨物新営業所からの輸送距離が500km以上先の貨物駅等に発送する貨物で次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1)補助事業を開始する日が属する年度の前年度及び前々年度に防府貨物 新営業所から貨物を発送した実績(以下「鉄道利用実績」という。)のな い荷主の貨物
 - (2)鉄道利用実績のある荷主の貨物で、トラック等鉄道以外の陸上輸送手段から鉄道輸送に変更した貨物
 - (3)鉄道利用実績のある荷主の貨物で、鉄道利用実績にはない新たな品目の貨物
 - (4)鉄道利用実績のある荷主の貨物で、鉄道利用実績にはない新たな納品 先への貨物

(補助金の額)

第3条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の額及び上限額は、別表のとおりとする.

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、補助事業を開始した日が属する月から起算して6箇月とする。

(補助事業の指定)

- 第5条 補助事業者は、補助事業を計画したときは補助事業に着手する前に、 補助事業指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認める場合は、補助事業指定通知書(第2号様式)により補助事業者に通知するものとする。なお、市長は、必要により条件を付すことができる。

(毎月の報告及び補助事業の変更)

- 第6条 補助事業者は、毎月の発送実績を補助事業月例報告書兼変更届出書(第3号様式)により、補助事業を実施した月の翌月の10日までに市長に報 告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、補助事業月 例報告書兼変更届出書(第3号様式)により市長に届け出なければならない
- 3 市長は、前項の届出を受理したときはその内容を審査し、適当と認める場合は、補助事業変更指定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。なお、市長は、必要により条件を付すことができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助事業が終了したとき又は市の会計年度末には、速 やかに補助金交付申請書(第5号様式)及び実績報告書兼支払証明書(第6 号様式)を市長に提出しなければならない。

また、補助事業者は、併せて市の指定する電子データの形式による実績報告書兼支払証明書(第6号様式)を別途提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書及び報告書を受理したときはその内容を審査し 適当と認める場合は、補助金交付予定通知額又は実績報告書に基づく補助金 額のいずれか低い額を交付することができる。また、市長は、補助金交付決 定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。 (補助金の支払い)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還)

- 第10条 市長は、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは 、補助金の全部若しくは一部の交付の決定を取り消すことができる。
 - (1)この要綱に違反したとき。
 - (2)補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽の申請をしたとき。
 - (4)市長の指示に従わないとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、補助金の全部 又は一部の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返 還を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用があるものとする。 (関係帳簿等の調査)
- 第11条 補助事業者は、補助事業に係る関係帳簿等を当該補助事業の終了した日が属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは補助事業者に対し報告を求め、又は関係帳簿等の書類を調査し、必要な指示を行うことができる。
- 3 前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用があるものとする。 (その他)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、 別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日まで に補助事業の指定を受けている者に対しては、同日後もなおその効力を有す

る。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に補助事業の指定を受けている補助金については、 なお、従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

白	E.	月	E	

(宛先) 防府市長

住	所		
名	称		
代表者	針氏名		

防府市モーダルシフト利用促進事業に係る補助事業指定申請書 防府市モーダルシフト利用促進事業補助金交付要綱第2条に規定する補助事業として指定を受けたいので、同要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

1 補助事業者の概要等

事業所所在地							
フリガナ 事業所名称							
担当部署・ 担当者職・氏名							
連絡先	TEL ()	_	FAX ()	_	
メールアト゛レス							

2 補助事業の概要等

発送先貨物駅等の名称(距離)								(km)
取扱運送事業者の名称										
貨物の種別(要綱第2条第2項)		1号 f規)	第2号 第3号 (変更) (新品目)				(亲	<u> </u>		
納品先名及び品目名	納品先	名		品目名)()
過去2年度間の 鉄道利用実績の有無		有	(直近の利	月月:		年	月)	:	無	
補助事業開始予定年月日					年	月		日		
補助対象期間中の 発送コンテナ数見込み (補助事業を開始した日が属す る月から起算して6箇月間の発 送コンテナ)	発送月別個数		月月月月月月月	個個個個個個		支払月別個数		月月月月月月月月		個個個個個個個個個
補助対象経費見込み										円
補助金交付申請予定額										円

3 添付書類

(1) 市長が必要と認めるもの

 防 商 第
 号

 年 月 日

様

防府市長名

防府市モーダルシフト利用促進事業に係る補助事業指定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業については、下記のとおり指定しましたので、防府市モーダルシフト利用促進事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 対象事業等

指定番号											
事業所所在地											
事業所名称											
代表者氏名											
発送先貨物駅等の名称(距離)									(km)
貨物の種別(要綱第2条第2項) (納品先名、品目名)	第	号	()
補助事業開始予定年月							年		月		
補助対象コンテナ発送期間		補助	事業を	を開め	冶した	日が属	属する月	から起	算して6筐	月	
補助対象期間中の 発送コンテナ数見込み											個
補助対象経費見込み											円
補助金交付予定通知額											

2 条 件 等

(宛先) 防府市長

住	所	
名	称	
代表者	氏名	

防府市モーダルシフト利用促進事業に係る補助事業月例報告書兼変更届出書

年 月 日付け、指定番号 — をもって指定の決定のあった補助事業について、防府市モーダルシフト利用促進事業補助金交付要綱第6条第1項並びに第2項の規定により下記のとおり届出ます。

記

			1		βĽ						
指定	产番号							-			
月例報告	補助対象期間中の 輸送コンテナ数実績及 込み (事業を開始した日が る月から起算して6箇 発送コンテナ)	属す	発送月別個数		月月月月月月	個個個個個個		支払月別個数		月月月月月月月月	個個個個個個個個
	事業所所在地										
亦	フリガナ 事業所名称										
	代表者氏名										
変更後の概要等	担当部署 担当者職・氏名										
概要等	連絡先	TE	L ()	_	-	FA	X ()	_	
	メールアト゛レス										
	補助事業開始 (予定)年月日					年		月		日	
	その他の変更事項										
中止	補助事業対象コンテ ナの最終発送年月日					年		月		日	

 防 商 第
 号

 年 月 日

様

防府市長名

防府市モーダルシフト利用促進事業に係る補助事業変更指定通知書

年 月 日付けで 変 更 届出のありました補助事業については、 中 止

変更届出を 承認しましたので、防府市モーダルシフト利用促進事業補助金交付要綱 事業中止を

第6条第3項の規定により通知します。

記

1 対象事業等

7 4 - 3 + 4 2 4										
指定番号						_				
事業所所在地										
事業所名称										
代表者氏名										
発送先貨物駅等の名称(距離)									(km)
貨物の種別(要綱第2条第2項) (納品先名、品目名)	第	号	()
補助事業開始(予定)年月						年		月		
補助対象コンテナ発送期間		補助事	業を閉	開始し	た日が	属する月	目から	起算し	て6箇月	
補助対象期間中の 発送コンテナ数見込み										個
補助対象経費見込み										円
補助金交付予定通知額										

2 条 件 等

(宛先) 防府市長

住	所	
名	称	
代表者	氏名	

防府市モーダルシフト利用促進事業補助金交付申請書

年 月 日付け、指定番号 — をもって指定の決定のあった補助事業について、防府市モーダルシフト利用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の実績報告

1111-77 - 7C-12 TV TI							
指定番号				_			
貨物の種別(要綱第2条第2項)			第		号		
交付申請月	発 送 月	年 年	月から 月まで	支払月		年 年	月から 月まで
補助対象コンテナ数							個
補助対象経費							円

2 補助金の交付申請

交付申請額	円	

3 添付書類

- · 実績報告書兼支払証明書(第6号様式)
- ・ 市税の滞納がない旨の証明書 (申請日の前3ヶ月以内の日付のもの)
- ・ その他市長が必要と認める書類

(宛先)防府市長

	f市モーダルシ 指 定 番 号	フト利用促進事	業実績報告書	兼支払証明書	(年 【事項説明】	月出荷	分から	4	丰	月出荷分 ®支払目	·)	運送料金の支払日をご	行入ください	\		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				①番号	整理番号とし	て通し番号	をご記入くださ	Į, ۱	③スゴロ ⑨コンテナ	番号	コンテナ番号をご記入く				
	住 月	1										対象コンテナのサイズ[]		ダウンから選択	してください	
	名 称	:			③送付・納品先住所	送付先又は	納品先の住所	折をご記入くだ	さい	①重量		⑩を選択すると、自動表	示となってい	ハます		
	代表者氏名				④取扱運送事業者	取扱運送事	業者名称をご	ご記入ください		⑫出荷日		出荷日(=発送日,=運	送業者の集	荷目)をご記入<	ださい	
	担 当 者				⑤運送料金	運送料金をご	ご記入くださ	<i>/</i> \		44最終駅	呂	コンテナ輸送先の最終層	尺名をプルタ	ブウンから選択し	てください	
	連絡先電話				⑥品目	発送される貨	貨物の品目を	ご記入ください	`	⑤納品日		納品日をご記入ください				
					⑦貨物種別	補助対象貨	物の種別をこ	ご記入ください		16171819		自動計算となっています	-			
(1)		T	T	コンテナに	関する情報					1	-	鉄道に関する	情報		① CO ₂ 削減量	18 補助額
番号	② 送付·納品先	③ 送付·納品先住所	④ 取扱運送事業者	⑤ 運送料金(円)	⑥ 品目	⑦ 貨物種別	8 支払日	⑨ コンテナ番 号	⑩ サイズ	重量(ドン)	① 出荷日 (発送日)	④ 最終駅名	⑤ 納品日	16 鉄道輸送距 離(km)	(g-CO ₂)	(円)
見本	••••	●●県●●市●●		70,000	野菜漬物	②シフト	H30.10.20	12345678	12ft	5.0	H30.9.13	2428 仙台貨物タ	H30.9.15	1,331.6	1,358,232	30,000
1										0.0		4		0.0	0	0
2										0.0		/		0.0	0	0
3										0.0		/		0.0	0	0
4										0.0		()		0.0	0	0
5 6										0.0		()		0.0	0	0
7										0.0		()		0.0	0	0
8										0.0		()		0.0	0	0
9										0.0		()		0.0	0	0
10										0.0				0.0	0	0
11										0.0		/		0.0	0	0
12										0.0		7		0.0	0	0
13										0.0				0.0	0	0
14										0.0		/		0.0	0	0
15										0.0		/		0.0	0	0
16										0.0		/		0.0	0	0
17										0.0		/		0.0	0	0
18										0.0		/		0.0	0	0
19										0.0		/		0.0	0	0
20				0						0.0				0.0	0	0
計				0						0.0			CO2排出	量の原単位(2	Ü	0
	19 合計	件数	0 件	補助金		0	円	CO ₂ 削減量	(0.00	۱ ۲	(a)鉄道		土交通省総合:	政策局環境	
(注)	この書籍に記載さ	▲ れた事項は、当該補	 	図のために古り鉄道	利田海洋車業者	問で出右す <i>2</i>	(41) 目的	1外の利田/汁	ハた こす・	(0.00	g)	(b)営業用貨物	市	23.0 g-CO ₂ /		
(土)	この音類に記載さ	上記		記載事項について							まま			227.0 g-CO ₂ / 204.0 g-CO ₂ /		
			.EL v > 1	山戦争・気についく	. 作座ないこと、。	·/C、コ I M 注	:X217 1L (C	JV CIRAL	in or Co	かってこ 町	.1910 A 7 c	(0 4/4/02/19/11)	CS DITING	204.0 g-CO ₂ /	`v*`¤	
証	住 所															
明	名 称															
欄	代表者名															

 防 商 第
 号

 年 月 日

様

防府市長名

防府市モーダルシフト利用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のありました補助事業について、下記のとおり交付決定しましたので、防府市モーダルシフト利用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1
 指定番号

 2
 交付決定期間 (発送月)
 年
 月から 年

 3
 コンテナ個数
 個
- 4 交付決定額 金 円

防府市モーダルシフト利用促進事業補助金請求書

金	額		恒	+	万	千	百	+	円
内	訳_	指定番号		_	の		月から		月分

防府市モーダルシフト利用促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、上記のとおり 補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住	所		
名	称		
代表者	氏名		

(補助金は、次の口座に振り込んで下さい。)

振込先	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合
金融機関	支所・支店・出張所
口座番号 租 別	1:普通2:当座
フリガナ	
口座名義	